

第3回関市・武儀郡4町村合併協議会

平成15年7月14日(月)

関市役所大会議室

開 会 午後1時00分

1 会長あいさつ

2 承認事項

第1号 財産及び債務の取扱いについて

3 協議事項

第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

第3号 支所の取扱いについて

4 次回(第4回)協議会での協議事項

一般職員の身分の取扱い

特別職の身分の取扱い

地域審議会の取扱い

条例、規則の取扱い

事務組織及び機構の取扱い

5 その他

合併協議会進行スケジュールについて

閉 会 午後3時17分

出席者(30名)

【関市】	会 長	後 藤 昭 夫(市長)
	委 員	石 原 教 雅(議長)
	委 員	岡 田 洋 一(議員)
	委 員	松 井 茂(議員)
	委 員	三ツ岩 征 夫(議員)
	委 員	野 田 豪 一(学識経験者)
【洞戸村】	委 員	武 藤 末 彦(村長)
	委 員	野 村 昭(議長)
	委 員	後 藤 明 朗(議員)
	委 員	本 田 修(議員)
	委 員	野 村 真 富(学識経験者)
	委 員	神 山 富 幸(学識経験者)
【板取村】	副会長	長 屋 勝 司(村長)

	委員	長屋 幹夫 (議長)
	監査委員	田中 善隆 (議員)
	委員	長屋 敏 (議員)
	委員	長屋 道郎 (学識経験者)
	委員	長屋 和幸 (学識経験者)
【武儀町】	委員	福田 尚雄 (町長)
	委員	池戸 久夫 (議長)
	委員	土屋 昭雄 (議員)
	委員	遠藤 慶司 (議員)
	委員	土屋 希睦 (学識経験者)
	委員	美濃羽 大祐 (学識経験者)
【上之保村】	委員	波多野 保 (村長)
	委員	加藤 桂 (議長)
	委員	波多野 昭男 (議員)
	委員	長尾 匡雄 (議員)
	委員	河合 正則 (学識経験者)
	委員	波多野 勇 (学識経験者)

参 与 田代 一 弘 (岐阜県中濃地域振興局長)
 オブザーバー 棚瀬 直 美 (岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)

顧 問 井上 一 郎 (岐阜県議会議員)
 林 幸 広 (岐阜県議会議員)

幹 事 会 【関 市】 西尾 治 (助役)
 森 義 次 (総務部長)
 【洞戸村】 林 修 美 (助役)
 【板取村】 長屋 賢 治 (助役)
 【武儀町】 森 弘 (助役)
 【上之保村】 宇佐見 勝 彦 (助役)

傍 聴 者 (3 9 名)

関 市 : 1 6 名 洞戸村 : 3 名 板取村 : 1 名
 武儀町 : 4 名 上之保村 : 2 名 その他 : 1 3 名

職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤川 逸 美 事務局次長 中 村 繁

午後 1 時 00 分 開会

開 会

事務局次長

こんにちは。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第 3 回関市・武儀郡 4 町村合併協議会を始めさせていただきます。

今回から、会場をこのように変えさせていただきました。傍聴の方が多いと、会場が狭いといった声がございまして、少しでも広くという思いでこのように変えたものでございます。本日、第 1 回目ということでやらせていただきまして、何か問題がなければ、引き続き次回からもこの会場で開催していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日は地元選出県議員の方に協議会顧問として御出席をいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。林幸広議員様でございます。井上一郎議員様におかれましては、30 分ほどちょっとおくれるという御連絡をいただいておりますし、尾藤義昭議員さんにおかれましても、本日は所用のため欠席ということでございますので、お願いいたします。

この協議会顧問につきましては、協議会の規約には規定が設けてございませんけれども、協議会も第 3 回を迎え、いよいよ本格的な議論が始まると、そういったことから、各市町村の意見を聞いていただいて適切なアドバイスをいただいたらどうかという御意見が出まして、過日、5 市町村の首長さん方で相談された結果、協議会の顧問的な立場で、今回から御出席をいただくことになったものでございます。そして、県議の皆様方にも、突然の御依頼にもかかわらず御快諾をいただいたところでございます。どうか今後ともよろしく願いいたします。

では、本日の委員さんの出席についてでございますが、本日は全員おそろいでございますので、会議は成立していることを御報告させていただきます。

1 会長あいさつ

事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただき、引き続き議長として会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

後藤昭夫会長

皆さん、こんにちは。

梅雨の中、それぞれまたお忙しい中を、この協議会に出席くださりましてありがとうございました。ただいま司会が申しあげましたように、今回から地元選出の県議さんの方々に協議会の顧問として出席を願うことになったわけではありますが、これも先ほど話もございましたように、規約にはございませんけれども、各市町村の首長さんの御了解を得まして、今回から御出席をいただいたわけでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

前回の協議会では、協定項目のうち基本項目を中心に報告と協議をお願いいたしました。今回からは合併特例法に規定されております協定項目や、その他必要な項目などについて、具体的な項目を協議していただくというわけでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

この項目の内容につきましては、前回御説明申しあげましたように、すべて重要なものばかりでございますので、委員の皆様方の忌憚のない積極的な御意見をちょうだいしたいと思います。十分な議論をしていただきますようお願い申し上げます。

また、協議会の協議の進め方につきましては、事務局の方から協議事項の説明を行いまして、その説明に基づきまして十分協議をしていただきたいと、そういうことでございます。もし協議が結論が出ますれば承認をいただくということになるわけでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、地域の協議会では、いろいろ新聞紙上でもごらんになっておりますように、新市名の問題で反対運動や署名運動が開かれております。ひらなみ市の問題とか、あるいは揖斐郡の池田町が揖斐郡の協議会から脱退したとか、益田郡の場合の市名、あるいは市役所の位置につきましても委員の投票で決まったということでございますが、なかなか難しい問題もございます。これから、当協議会におきましても、中身に入っていきますと、非常に難しい問題も突き当たる場合もあろうかと思いますが、十分に議論をされまして、結論が出ますようお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 承認事項

議長

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず、協議会の会議録の署名委員さんを指名させていただきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

それでは、関市の石原教雅委員と、上之保の加藤桂委員さんにお願ひをいたします。よろしゅうございませうか。

では、承認事項の議案第1号の財産及び債務の取扱いについてを議題といたします。

事務局からお願ひいたします。

事務局長

それでは、お手元の資料の1ページをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第1号 財産及び債務の取扱いについて。

財産及び債務を別紙のとおり決定することについて、承認を求めるといふものでございませう。15年7月14日提出、関市・武儀郡4町村合併協議会会長 後藤昭夫でございませう。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。

これにつきましての資料につきましては、前回、第2回合併協議会、5月27日開催でございませうが、そのときにお配りいたしました21ページから34ページで御説明済みでございませうので、本日は資料として添付してございませう。調整方針案といたしましては、4町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて関市に引き継ぐものとする。ただし、財産区が所有する財産は、引き続き財産区有財産とするといふものでございませう。よろしく御議論のほどお願ひいたします。

議長

ただいま説明をいたしました1号議案につきまして、前回の協議会では上之保の委員さんから御異議が出されまして、継続審議になったものでございませう。その後、上之保村で協議をされたようにお聞きしておりますが、御発言がございませうれば承りたいと思ひます。

波多野 保委員

上之保村長でございませうが、前回休んでおりましたので、今回出席しまして、私一人で意見を覆そうとするものではございませうけれども、基本的な事項として、すべて基本どおり承認ということでお願ひをいたしたいと思ひます。

実は、この件につきましては、5月の村内の説明会で各地を回りました折に、村有林というのは村制が施行されましてから、村民がひとしく奉仕活動をしながら育ててきた資産でございませう。したがって、深い思いと愛着がございまして、できることならば村に財産区として残したいという意見が強うございまして、前回、継続審議をお願ひしたところでございませうが、やはり現在も同じ思いの方が結構多くございませう。しかしながら、すべての財産を関市へ移譲し、そしてひとしく平等に地域の一つの町としての発展を期する

という趣旨に村民ほとんどすべてが賛同してくれまして、6月の説明会では意見が一致いたしましたので、きょう原則どおりお願いいたしますのでございます。

その中で、村民の中に意見といたしまして、昨年の正月の雪害、これは板取さん、洞戸さん、武儀町さんも同じでございましたけれども、非常に大きな災害を受けました。そして、村有林におきましても自衛隊の要請もいたしまして整備に入ったところでございますけれども、村有林は現在約90%が人工林となっております、ほぼ手入れの終わっているものが半分以上でございます。そうした中ではございますけれども、山というのは、人工林はすべて天然林と違いますから、植栽してから伐採まで引き続き、何年生になりましても手当てをしないと育たない山でございます。雪害の倒れた木を見てみますと、互いに隣の木を範囲を侵害しないように、自分の範囲だけで小さく育てております関係から根こそぎこげている木もございます。そして、間伐をして、木の枝、根を張らしたところについては、枝折れをしたりして災害を受けたわけでございますけれども、この山をしっかりと今までどおりに守っていかないと、地域の安全も確保できません。しかしながら、町の人々に本当に山の怖さ、大切さ、それは知識として、概念としては十分に御理解いただいておりますことだろうと思いますが、実務に携わってみえない方々に山の管理を委託というのは本当によいのかどうか、そうした切実な意見がございまして、この件につきましては、関市さんとされましても、山間地の意見をよく聞いていただきながら、今後の市有林となるわけでございますけれども、その管理に努めていただきたい、そんな強い要望がございましたので、ひとつよろしくお願いを申し上げたい、このことだけつけ加えさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長

そのほか御意見ございませんか。

長屋幹夫委員

約関市の2倍、面積のある板取村でございます。今も、この財産区におきまして上之保さんから御意見がございましたが、板取村におきましても、この財産区についての取り扱い、調整方針については何の異議もございません。

しかし、板取村の村有林1,200町歩、この一部については、皆様方も御承知かと思いませんけれども、歴史も文化もございます。そうしたことで、私たち協議を重ねてまいりましたけれども、どうしてもその一部は残したい、こういう強い意見がございました。このため、今後板取村の中でも意見の調整をしながら、どうしても財産区として新設になったときには、私は法律のことはあまりわかりませんが、地方自治法という法律があるかと思えますけれども、その法律にのっとりながら、財産区として協議をいただき、残していただくならば幸いと思って、今、ここで板取村の意見を言わせていただきました。どうかよろしくお願申し上げます。

議長

そのほかございませんか。

ただいま貴重な御意見を賜りました。ごもっともな御意見でございますので、今後の協議におきまして、財産区の所有する財産は引き続き財産区の所有財産とするということで、また村有林につきましても協議してまいりたいと思いますので、この件は原案どおり承認することにさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議がないようでございますので、第1号議案は原案どおり決定することにさせていただきます。ありがとうございました。

3 協議事項

議長

次に、協議事項へ入ります。

協議事項につきましては、十分に御協議をいただく場合が必要であるというふうに考えております。調整の方針につきましては白紙としております。委員の皆さん方から忌憚のない御意見、御発言をいただき、十分に協議していただきたいと思います。

協議の事項の調整方法、方針につきましては、本日の協議結果を受けていくということも考えられますので、十分御意見を賜りたいと思います。

事務局から説明願います。

事務局長

それでは、資料の3ページから御説明を申し上げます。

13ページまでに協議第1号について資料をつけさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

協議第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、前回、御説明いたしましたので、ごく簡単に説明させていただきます。

議員の定数と任期につきまして、原則といたしましては、編入する関市の議員は任期中在任し、編入される4町村の議員は失職しますと、こういうものでございますが、著しい人口増の場合は新市全域を対象に増員選挙を行うということでございます。

なお、自治法によりますと、議員の定数の上限は、人口5万人以上10万人未満の場合30名ということでございます。現在、関市の議員は23名でございますので、増員は7名以内ということになると思います。

続きまして特例でございますが、といたしましては特例定数というものでございます。詳細につきましては、次以降に御説明いたします。

につきましては、残任期間ということでございます。これにつきましては、関市の議員さんの任期が平成19年4月30日までということになっております。なお、増員選挙等行われます場合には、合併後50日以内に行うというものでございます。

それでは、5ページをよろしくお願いいたします。

5ページに在任特例でございます。これにつきましては、関市の残任期間、平成19年4月30日までの約2年間が在任することができるということでございます。さらに、その後に定数特例を使うこともできるというものでございます。

なお、5市町村の議員の合計は71名でございます。したがって、4年間は定数特例の場合27名とって、その後30名以内により選挙ができるということの資料もつけ加えさせていただきます。

下の段でございますが、増員数の計算方法でございます。中ほどございまして、編入する市町村、関市の定数は23掛ける、例えば洞戸村は下の段に2,316名の人口でございますので、2,316割る関市の人口7万4,434人でございます。それで割りますと数字が出てきます。その数字は、下の表の計算という欄でございます。洞戸村0.72から、上之保村0.77まで打ってございまして、1未満は1となりますし、1以上は四捨五入ということになりますから、増員数はすべて1ということでございます。

それでは6ページをお開きください。今申し上げましたことにつきまして表にしたものが6ページでございますが、上の段の原則と下の欄の特例に分けてございまして、関市の残任期間、現在の期間でございますが、平成19年4月30日まででございます。したがって、左の部分は約2年間、その後は議員の任期4年間ということございまして、原則と特例に分かれてございまして、一番上が一般選挙、中ほどが特例の定数特例、下が在任特例ということございまして、それぞれについて二つの方法があるということで、参考-1から参考-5まで掲げてございます。

それを図式化したのが7ページでございます。

まず参考-1でございますが、原則でございまして、現在、合計71名を、増員選挙を仮にやるといたしますと30人以内でございます。ただし、原則といたしますのは、関市の23名ということでございますので、よろしく願います。

それから参考-2につきましては定数特例でございまして、これにつきましては先ほど申し上げました関市の23に4町村それぞれ1をプラスいたしまして、合計27名を19年4月30日まで任期ということでございます。

参考-3につきましては、この定数特例を2回実施するというございまして、19年4月30日までプラスその後4年間、この方法をとるというものでございます。

それから8ページでございますが、参考-4は在任特例でございまして、これにつきましては19年4月30日まで、現在のすべての議員さん71名が在任するというものでございます。

参考-5につきましては、在任特例の後に定数特例を実施するというものでございまして、参考-4の後に一般選挙を行い、定数特例を使う場合、27名を任期4年ということで、この表のようにやらせていただくということになると思います。

それでは、9ページをお願いいたします。

退職年金でございますが、これにつきましては、議員さん、退職年金及び退職一時金の制度がございます。特に退職年金につきましては、在任期間が12年以上の方に適用することでございますが、合併に伴いましてそれ以前に退職をすることになった場合に、中ほどの表に書いてあるような率によりまして、退職年金が支給されるということでございます。

それでは、一番下でございますが、現在の議員さんの報酬を参考までに掲げさせていただきました。よろしく願います。

それでは、10 ページでございます。

10 ページにつきましては、今まで申し上げましたことの特例法の抄でございます。

第6条につきましては、先ほど言いました0.5の端数が出た場合は四捨五入をいたしますが、1未満の場合については繰り上げて1人とする定数特例の分でございます。

なお、7条につきましては在任に関する特例でございます、これも先ほど申し上げましたとおりでございます。一番下の行の残任期間といいますのは、先ほど来申し上げております19年の4月30日ということでございます。

それでは、11 ページをお開きください。

11 ページにつきましては、ほかの協議会の例といいますか、結果でございます。出させていただきました。

まず左の山県市でございますが、在任特例ということで、平成16年4月30日まで、引き続き新市の議会の議員として在任するというところで13ヵ月間ということになります。議員の定数は22人ということでございます。ちなみに、人口は新市で3万951人、5万未満の議員の法定上限数は26人でございます。御参考までに、よろしく申し上げます。

ひらなみ市でございますが、ここにつきましても在任特例でございます、1年1ヵ月は引き続き在任するというところでございまして、議員定数は20名ということでございます。

瑞穂市につきましても在任特例を使うということで、合併後1年間は引き続き新市の議会の議員として在任するというところでございまして、議員の定数は20人ということでございます。

それでは、12 ページをお願いいたします。

郡上郡町村合併協議会につきましては定数特例を採用されるようございまして、議員の定数を30人と置かれました。その中で、旧市町村の区域をそれぞれ選挙区といたしまして、中ほどに書いてございます、現八幡町8人、大和町4人、白鳥町6人、高鷲村3人、美並村3人、明宝村3人、和良村3人ということでございますが、5万人未満でございますので議員の定数の上限は26人ということでございます。なお、人口は4万9,377人ということになっております。

それから中ほどの飛騨4町村合併協議会、ここにつきましては、やはりそれぞれの現町村に1選挙区を設けます。古川町11人、河合村3人、宮川村3人、神岡町9人、合計26人になります。新市の議員の定数も26人というふうに聞いております。

それから一番右の飛騨地域合併協議会でございますが、ここは定数特例を2回実施するというところでございます。3行目から読み上げますと、高山市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員に相当する期間に限り、高山市の議会議員の定数に編入されることとなる町村に設けられる選挙区の議会議員の定数を加えた数とするということでございまして、高山市は現在24人でございます。丹生川村が2人、それから荘川村が1人、それから久々野町が1人、高根村が1人、上宝村が1人、清見村が1人、宮村が1人、朝日村が1人、国府町が3人、合計、高山市の24人を加えま

すと36人になります。それを2回実施するというところでございます。

それでは13ページでございますが、県下の市の議会議員定数の現況調査でございますが、すべて掲げさせていただきましたが、法定上限数は関市の30人から、記載されているとおりでございます。条例定数につきましては、改正前が関市は26人、条例定数の改正後は23人ということで、差し引き3人減になったという表でございます。岐阜市以下、ごらんのとおりでございますので、御参考によりしくお願いいたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま説明を申し上げました定数及び任期の取扱いにつきまして、御協議をこれからお願いしたいと思っております。非常に重要なことですので、活発な御意見を賜りたいと思っております。

土屋昭雄委員

武儀町の特別委員会の委員長、土屋昭雄でございます。

きょうの議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、私たちも6月20日に特別委員会を開催いたしまして、その中で検討いたしました。

そういった中でございますが、この定数特例という問題につきましては、武儀町の場合、合併後1名になるということになっておりますので、合併後の民意を反映するには1名ではちょっと少ないのではないかという意見が出ております。

それで、きょうここで出てまいりましたけど、武儀町といたしましては、この在任特例も視野に入れたことを考えていったらどうかという意見もございまして、武儀町特別委員会では、定数特例にするのか、在任特例にするのか、その辺のところを今後検討いたしたいと思っておりますし、きょうの皆様方の御検討の中で、それを参考にさせていただいて、今後を決めていきたいと、こう思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。武儀町さんの御意見を承りました。

それではどなたか、順番にお願いしたいと思います。

波多野 保委員

上之保の波多野でございます。上之保村からも、この問題につきましては、いろいろと検討を重ねたわけでございます。

実は、上之保村も議員だけで合併特別委員会を設立いたしております。その中に、本日出席してみえます学識経験者の方2人を交えまして、去る8日の晩に検討をいたしました。その結果を報告いたしますが、私たちの統一意見といたしましては、ただいま言われた武儀町の意見とほぼ一致でございます。在任特例をしていただきたいと思います。

これには、ことし4月の選挙において、もう2年だから、私は立候補するといったような声もございましたけれども、しかし先ほど武儀町の土屋さんが言われたとおり、上之保のような広い土地では民意が本当に1人では反映できないということで、なろうことなら

在任特例を取り入れていただきたいと。その点につきましては、これからも住民の方にも十分納得をしていただき、ここでも協議をしていただきまして、その上でその方向に進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長

ありがとうございました。

それでは洞戸さん。

後藤明朗委員

洞戸村の後藤でございます。洞戸村の方におきましては、7ページの参考 - 3でございます定数特例を要望いたしますけれども、今、上之保さん、武儀町さんからもお話がございましたように、なぜ4年間の内容を求められるかと申しますと、過日、関市長さんが初めての説明会の折に、編入ではあるけれども新設と同様の扱いをしていきたいと、こうおっしゃっていただきました。大変私たちも、辺地のところでこうした大きな関市の考えが、市長さんそのものがそうした寛大な思いを持っていただくことに大変感謝を申し上げたわけでございますが、今言う議員1名、これに大変どこの町村も心配してみえることであろうと思っております。

この案におきましては、人数割とか法的な措置でやむを得ないこともわからんわけではないですけれども、せめて関市さんも同じ痛みを分けるということで、人数を19名に減らされれば武儀郡の各町村が2名出せると。そして、15名にしていれば3名を出せるわけですね。

今、美濃市や武芸川町さんがまだ話し合いの中ですから、これはわかりませんが、それがなかった場合は、そうした数にしていれば、2人なり3人なりの議員が各町村から出せて、1人だけでは本当に相談もできない大変な責任になるわけでございますが、私のところの場合には、今の定数特例ということでございますけれども、そうした意味も踏まえて、よろしく御審議をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは板取の方からお願いします。

長屋幹夫委員

大変高齢化の進んでおる板取村でございます。私もその一人として、きょうは腰が痛うございますので、皆さんはお立ちになりましたけれども、座って、失礼かと思っておりますけれども、すみません。

私たちも、再三にわたって、一番身近な議員の問題について回を重ねてまいりました。その中で、8ページの参考 - 5の考え方でございますが、在任特例の後に定数特例を実施する方法であります。さらにプラスの方で、定数特例の任期が終了する6年後まで公職選挙法による旧市町村単位の小選挙区を設置して、旧町村の議員の1名をある程度の期間、確保できるような方法をお願いしたい、こういうことでございます。

その在任特例を板取村が主張する理由は数々ございますけれども、時間の都合、きょうはこの理由は申し上げます。

そして、今申し上げました、なぜ小選挙区を主張するかでございますが、関市は1人当たり議員の数3,200、板取村の人口は全体で2,000を切ります。こういうような大きな問題もあり、これから板取村のような人口の少ない地域は非常に不利になる、こういうことを私たちは一番心配しております。

そういう心配のないように、市長さん、この定数においてもよろしく御理解を賜りたい、こういうことでございますので、どうか関市の寛大なる御措置をお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは最後に関市さん。

岡田洋一委員

関市の特別委員長の岡田であります。今それぞれの町村の方から、それぞれ在任特例、定数特例の3と5についての提案がなされたわけでありまして。このことを聞いていますと、私ども関市がまことにここで、関市の統一見解を発言するのは、本当に皆さんにとりまして心苦しいわけでありましてけれども、私どもも特別委員会でも本当に慎重審議を、この問題について重ねました。

今回のこの合併というのは、一番の大義名分は、行財政改革という名のもとに行われている合併問題でありまして、そのことを考えて、この問題については、確たる一つの合理性を持った合併の姿にしないといけないという見解から、あとの4自治体の皆様方には意を異にする内容でありますけれども、参考-2であります。

定数は、関市の議員定数23に対しまして、各4町村の方につきましては人口割で増員選挙を行うということでありまして、4町村各それぞれ1人で計4人ということで、合計27名とするという参考-2の特例を生かした議員定数及び任期の取扱いということで、統一した見解をいたしました。

なお、任期は平成19年4月30日までとするわけでありまして、それ以後につきましては、編入合併という形でありますので、関市の今の条例は23人ということでありますので、平成19年のそれ以後の選挙におきましては、この23という定数で選挙を行うということで、私ども特別委員会では慎重審議の上、このような統一した意見の集約を見ましたので、御報告させていただきます。ありがとうございました。

議長

かなり食い違いがございますけれども、ほかに御意見はございませんか。ざっくばらんに言いたいことを言って、お願いします。

野村 昭委員

私は、洞戸村の議長を務めております野村でございます。

先ほど、うちの委員長が少し申されましたが、少し個人的な見解が入っていると思って、

ちょっと補足説明させていただきます。

実はきょうお聞きしていますと、在任特例が非常に多かったのですが、うちの場合、定数特例を2回ということで、これは理由はなぜかといいますと、在任特例での71のある議員定数では、やはり村民の民意が得られないと、そういった関係で定数特例を2回ということで、洞戸村は一応決定させていただきました。そういうわけでございます。

岡田洋一委員

関市の方ですけれども、先ほどちょっと申しおくれましたけれども、定数特例27でありますけれども、このうち、あとの選挙を実施する1・1につきましては小選挙区制ということでありまして、大選挙区制のあれではないということでもありますので、その点つけ加えさせていただきます。

〔「もう一回説明してください」と呼ぶ者あり〕

7ページの参考-2の定数特例の問題ですけれども、関市は編入でありますから、そのまま任期満了の平成19年4月30日までそのまま生きますね。それに対しまして、あとはそれぞれ、先ほどの人口割で出ましたそれぞれの町村が1・1・1・1という、これは小選挙区制でやっていただいて、増員選挙を行うという意味であります。

それから、それ以後の19年4月の済んでからは、先ほどもちょっと提案出しましたけれども、あくまでも条例は23という条例でありますので、その後の枠組みについては協議の上、19になるのか15にせよという声もありましたけれども、それはまたそういう中で、これも同じ小選挙区制にするのか大選挙区にするかにつきましては、協議をしていただいて、そこまでの線については私ども最終的な結論に達しておりませんので、その点だけ申し添えておきます。当然そういうことも考えられるという予想した将来の選挙。ただし、総枠は23という数字の中でそれぞれ考えていくという意味の私どもの統一見解であります。

本田 修委員

今のあれですが、そうすると大選挙区制をとるか小選挙区制をとるかという、要するに19年の4月30日以降には、議員の定数は23で小選挙区制をとる可能性もあるということですか。要するに23は構わないというか、動かさないということですか。

岡田洋一委員

そういうことです。

議長

どんどんお願いします。

神山富幸委員

今この点につきまして一生懸命理解しているんでございますけれども、この19年の4月30日以降は、ここが一つの問題点であると思うんです。その後、例えば話し合うとか、議論するとか、ほかの形にするということにしても、これから後のどうするかという問題について、納得いく答えが出ていくかどうかということなんですね。

ただ、この19年4月30日までは何とかこれでいきましょうと。我々も参考-3ですか

ら、それに近いようなことを話し合っておったんですけれども、ただ納得のいく論議ができるかどうか、この点だけなんです。その点についてちょっと。

岡田洋一委員

ちょっと言い方があれかもしれませんが、19年の任期いっぱいまでは、先ほど言いましたように、関市は23名が、編入ですからそのままずっといくと。それから、それそれには小選挙区ごとで1・1・1・1で、4人の増員選挙を行うという意味であります。それから19年以降は、編入合併でありますので、また行財政改革の大きな合併問題の趣旨からしますと、関市の条例は23でありますので、その数字の23でいくと。しかしながら、それは小選挙区制を設けますと、当然、先ほどの1・1・1・1が大きく動く可能性はあるわけでありまして。その点を言っているわけでありまして。

そうしますと関は若干、23からダウンするという数字になるわけでありましてけれども、それは今後のこの中で話し合いをして協議すればいいことだという私どもの見解であります。

野村 昭委員

関市さんと洞戸村の場合、どっちかというに近い関係なんですけど、あとの武儀町、板取さん、上之保さん、こちらは在任特例ということで、かなりその点でちょっと時点が違うと思うんです。その辺はお互いに検討し合わない、きょう回答は出ないと思うんですが、どうでしょうか。

議長

いろいろ御意見が出まして、もちろんきょうここで結論を出そうというつもりはございませんので、さらに検討をしていただきまして、また19年4月30日以降の関市の任期以降につきましても考えておっていただきまして、この次回の協議会でも御発言願って、できればまとめていきたいと、こんなことを思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、継続審議ということでお願いします。

難しいことは全部後へ送るということではございませんので、よろしく。

それでは、次に協議事項の第2号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いを議題に供したいと思っております。

説明願います。

事務局長

それでは、お手元の14ページをお願いいたします。

協議第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求めるといいますのでございます。

15ページをお願いいたします。

この資料につきましては、前回は御説明いたしました。現状の表でございます。なお、

一番下の欄に報酬というのが打ってございます。関市月額1万6,000円からずっと打ってございますが、すべて年額にいたしますと、12を掛けますと、関市19万2,000円、上之保村6万円ちょうどになるわけでございます。

それでは、16ページをお願いいたしたいと思います。

この農業委員会につきましては、大きく三つの方法がございます。まず一つは、原則といたしまして、一つの農業委員会を置く場合、それから旧市町村の区域ごと、現在の5市町村の区域ごとに複数の農業委員会を置く場合、そして現在の区域によらないで複数の農業委員会を置く場合、この3通りがございます。前は、参考-5まで説明いたしましたが、この最後のよらないという部分につきましても2通りの方法があるということで、参考-6につきましてはつけ加えさせていただきましたので、よろしく御理解のほどお願いいたしたいと思います。

それでは、図を見ながら御説明いたしたいと思いますので、17ページをお願いいたします。

参考-1でございます。一つの農業委員会を置く場合。

現在、5市町村で選挙による委員さん62人、選任による委員さん20名、計82名でございます。任期は17年の7月19日まででございますが、関市の委員さんのみ在任するというものでございまして、その後一般選挙ということで、選挙によるものは10から30名以内、選任は7人以内ということでございます。これにつきましては、農業委員会等に関する法律の第7条、さらには施行令によりましてこの取り決めがなされております。

それから、参考-2でございますが、関市はすべて在任いたしまして、4町村につきましては40人以内で在任ということでございます。これにつきましては編入合併ということで、農業委員会の委員の任期等に関する特例第8条というものがございまして、中ほどにございますように、平成17年7月19日までについては、4町村につきましては選挙40人以内のみということでございます。そして、その後、任期3年でございますが、先ほど参考-1で述べましたような枠組みでなされるというものでございます。

それでは18ページをお願いいたします。

参考-3でございますが、これは現在の5市町村ごとに複数の農業委員会を置く場合ということでございまして、上の段、在任特例ということでございまして、農業委員会法第34条第1項を適用いたしまして、17年7月19日までずっと在任されます。そして、さらにその後の選挙においても、その枠にございますように、それぞれの委員会ごとに、ここに記載されている定員の範囲内で選挙、並びに選任がなされるということでございます。

それから参考-4でございますが、これにつきましては合併時には農業委員会法第34条第1項を適用いたしまして、それ以後につきましては同法3条を適用するというものでございまして、平成17年7月19日までは在任されますが、それ以降につきましては、先ほどの参考-1、参考-2と同じ形態をとるというものでございます。

それから19ページをお願いいたします。

参考 - 5 でございますが、これは現在の 5 市町村の区域によらないということでございまして、例として挙げさせていただきましたが、80 人以内で在任ということで、例えば関市の場合は現在の 18 人と 2 人、それから洞戸村と板取村を一つの委員会にいたしまして 22 人と 7 人以内。さらに武儀町と上之保村を一つの委員会にいたしまして 22 人と 7 人以内で、任期最長 1 年以内という方法もとることができます。そして、その後は一般選挙を行うというものです。

さらに参考 - 6 でございますが、これにつきましては、このまま平成 17 年 7 月 19 日まで在任いただきまして、その後に参考 - 5 の中ほどにございますような形態をとるわけでございます。ただし、選挙による人数が、洞戸村・板取村 22、武儀町・上之保村 22 とあったものが、20 以内、20 以内ということになりますので、この点だけがちょっと違うかなと思われまゝ。任期は 3 年でございます。こういう参考 - 6 の方法もとることができるというものでございますので、よろしくお願ひします。

それから 20 ページでございますが、今申し上げましたことについての法律の抄でございます。

これは、前回御説明いたしました、第 3 条につきましては農業委員会を二つ以上に分けて行うこともできますよということでございます。その置くことができる条件は、下の段の農業委員会等に関する法律施行令でございまして、1 条の 3 によりまして、行政区域の面積が 2 万 4,000 ヘクタール、240 平方キロメートルでございますが、ちなみに 5 市町村では合計 4 万 4,453 ヘクタールでございますから、これを超えているわけでございます。

そして、農地面積が 7,000 ヘクタールを超えるとあります。5 市町村では 3,144 ヘクタールでございます。ただし、これはまたはでございますから、置くことができるということでございます。

それから 21 ページでございますが、これにつきましても先ほど御説明いたしました定数でございまして、上の段は 10 人から 40 人までの間で条例で定めるということでございまして、中ほどに施行令がございまして、三つの区別があるわけですが、この 5 市町村については、真ん中の細かい欄でございますが、2 に該当いたします。1 の項及び 2 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会は 30 人以下ということがこの場合は当てはまるわけでございます。

それから、あとは選任による委員の取り決めが書いてございます。これは 12 条でございます。

それから 22 ページでございますが、定数及び任期でございます。任期は 3 年ということが掲げてございまして、第 34 条におきましては、境界の変更の場合の特例が書いてございます。これは、前回御説明したとおりでございますので、割愛させていただきます。

それから 23 ページでございますが、農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令、これにつきましては特例法に当たるわけでございますが、これにつきましても、今御説明いたしました表の根拠の法律でございますので、詳しくは説明を省かせていただきます。前

回も御説明したと思います。

それから 24 ページでございますが、ほかの協議会での事例でございます。

まず山口市でございますが、在任特例を使いました。これは、一つの農業委員会を置くということで、平成 15 年 9 月 30 日まで引き続き在任するということでございまして、ちょうど 6 ヶ月間ということになります。定数等につきましては、下段に書いてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからひらなみ市につきましても在任特例でございまして、一つの農業委員会を置き、1 年間は引き続き農業委員の選挙による委員として在任するということでございます。

それから瑞穂市でございますが、これも在任特例で一つの委員会を置くということで、1 年間在任するということでございます。その後の新市における選挙の定数は 20 人、選任は 4 人ということでございます。

それから 25 ページでございますが、郡上郡町村合併協議会につきましては二つの農業委員会を置くということでございまして、一つは八幡町・美並村・明宝村・和良村で一つの農業委員会、さらに大和町・白鳥町・高鷲村で一つの農業委員会、この二つの農業委員会を置くということでございまして、合併後 1 年間の在任特例を使うということでございまして、一番下の調整結果の調整中というのは報酬のことでございまして、まだ今調整中というふうに聞いております。

それから飛騨 4 町村合併協議会、ここにつきましては一つの農業委員会を置きまして、平成 16 年 6 月 30 日まで在任するということでございます。合併の期日は 16 年の 2 月 1 日でございますから、5 ヶ月間ということでございます。

飛騨地域につきましては、まだ未提案ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、御審議のほどお願ひいたします。

議長

それぞれ説明をいたしました、この農業委員会の委員の定数及び任期につきまして御協議をお願ひいたします。

長屋幹夫委員

隣に農業委員会の委員長さんがございますけれども、とてもとても難しい問題に直面をして、きょう発言をする勇気がなくなった、ひとつ頼むということでございますので、あえて板取村の考えを述べさせていただきます。

私も、たびたびこの農業委員会に顔を出し、大変すばらしい意見を聞いております。その中で、合併後、平成 17 年 7 月 19 日までの約 6 ヶ月間は旧市町村の委員がそのまま在任をする。その後、関市と洞戸・板取と武儀・上之保という三つの農業委員会を置くものです。その理由は、農業及び農業振興については、地域の実情に精通した委員でなければ適正な判断ができないということでございます。関市と武儀郡 4 町村のまとまりを一つの農業委員会で束ねるのは少々無理があると思います、こういう板取村の意見でございます。

波多野 勇委員

上之保村の波多野でございますが、今、板取の方からも提案がございました。この協議のポイント、選択肢の中の上から三つ目がただいま説明があったわけなんです、こういって、関市さん、また牧谷、板取、洞戸さんですね。それと津保谷でも武儀町、上之保、それぞれ農業の規模そのものも相当違っておりますし、生產品目、その他内容等々も誤差のある点もあるわけなんです、地域性といいますか、その特性を生かすには、一口に申し上げますと牧谷、津保谷、関市というような選択肢で、参考 - 6 が、在任特例になりますか、これは。そういった方向で進めていただけたらということを考えるわけでございます。

議長

ありがとうございました。洞戸さん。

本田 修委員

洞戸村です。農業委員の定数及び任期の取扱いについては、洞戸村におきましては、板取村及び上之保さんが言われたような参考 - 6 の複数の委員会を置く場合をお願いしたいということですが、その中で、平成 17 年の 7 月 19 日をもう一回、このまま全市町村の任期、平成 17 年の 7 月 19 日を平成 20 年 7 月 19 日までとしてほしいと。さらに、その後は今の参考 - 6 で、同じ複数の農業委員会を置くことを要望いたします。なお、その際に選任される委員数が 7 名以内と書いてありますが、ここは洞戸村としましては、関市さんと同じく 2 名にしたらどうかという意見で、洞戸村として、これは農業委員会も協議をいたし、それをさらに我々の方でも協議いたして、要望といたしまして、今のような洞戸村としての意見で申し上げさせていただきます。

議長

それでは武儀町さんですね。

福田尚雄委員

武儀町の意見を述べさせていただきます。

今、農業委員会の定数及び任期につきましては、ほかの町村さんも同じように言われたところでございますが、うちの議会の特別委員会、それから農業委員会、それから武儀町合併懇話会の意見を集約しますと、参考 - 6 でお願いをしたいと。ただし、一番右側にあります人数については今後の課題であろうと、こういう意見でございますので、よろしくをお願いします。

議長

それでは、最後に関市の方からお願いします。

岡田洋一委員

関市でございますが、この農業委員さんの問題につきましても、若干といいますか、大幅に他の委員さんとの意見が違うわけでありまして。関市は、18 ページの参考 - 4 の在任特例を生かして、平成 17 年 7 月 19 日まで任期満了をしていただくと。それから、即一般選

挙に入ってください、30人以内の定員であります、ただしこの場合の30人の選挙のあり方につきましては、大選挙区制、小選挙区制はこだわっておりませんので、この中で小選挙区とするならば、それぞれに町村で人数の割り当てをすれば、これで理がかなうということでもありますので、参考 - 4 を関市はこの問題で統一見解としてまとめ上げたところでございます。

議長

ありがとうございました。

そのほか、つけ加える御意見はございませんか。

神山富幸委員

今、岡田委員が言われた参考 - 4 の場合の、任期が17年の7月19日で終わって、後の一般選挙に入りますね。このときの選挙方法、大選挙区でやるか小選挙区でやるか、これはまだこだわっていないと。これは先ほどまだ同じことを聞きましたけれども、本当にこれは納得がいくような話ができるかどうか、これだけなんです。それができればいい状態に持っていけると言うんですけれども、その後の話し合いだけが私は一番気に残ります。

岡田洋一委員

形としての今申し上げたとおりに、30名という人員にこだわっておるわけですが、小選挙区制についてのそれぞれの市町村に対する割り当てということにつきましては、そこまでまだ私どもは協議をしておりませんので、当然そういうことは今後の協議事項になってくると思います。これが最も重要な案件になると思いますけれども、要はこの参考 - 4 のそういう一つの即選挙という形の農業委員の選出方法ということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

議長

本田さんの御意見ですけれども、最初は参考 - 6 を言ってみえたんですか。

本田 修委員

洞戸村の意見は、参考 - 6 の中で、例えばこの合併時に旧市町村の区域ごとにそのまま在任し、17年7月19日以降と書いてあるところを20年にしていただきたい。それで、あと一番右の選任のところを、洞戸村・板取7以内、武儀町・上之保7以内を関市と同じ2にさせていただいてもいいんじゃないかということです。

議長

そのほか、御意見ありませんか。

野村 昭委員

今、局長さんが何か言われたんですけど、この件に関してね。実はこれ、うちの方でちょっと調べたんですけど、法的には何かよろしいということでお聞きしたんですが、どうでしょうか。

議長

もう一回……。

野村 昭委員

今、ここに書いてあります17年の7月20日、これをもう一回延ばすんですね、20年。それは大丈夫かと僕らお聞きしたんですが、事務局の方で調べた結果、法的にはいいということをお聞きしたものですから、きょうこういった要望で持ってきたんです。以上でございます。

事務局長

今の御意見は、恐らく参考-3になろうかと思えます。と申しますのは、平成17年7月19日までは現在の関市の農業委員さんの任期でございます、その後3年間は、選挙についてはすべて18から10、12ですね。そして、その右の選任が7以内でございます、これを2にすれば、いわゆる同じ形態が続くということになろうかと思えますので、参考-3ということではないでしょうか。

本田 修委員

そうしますと全く、今参考-3の方では独立したというか、五つの委員会があるということになるわけですね。私どもは、三つの委員会を置くということですので、今事務局長の藤川さんの言われる参考-3とはちょっと違うと思うんですが。

事務局長

現在、いろいろなモデル6通りを参考といたしますが、挙げさせていただきましたが、いわゆる参考-3の今申し上げました任期3年と一番右のところの選任を、7以内と書いてございますのを、それぞれ2にいたしまして、その後に複数の農業委員会をつくるということは可能だと思うんですね。ただ、参考の中には取り入れてございませんが、右端といいますが、欄外に来るかと思えます、期間としてですね。そういう意味でございますので、今おっしゃることとそれほどの差はないと思えます。

議長

いろいろ勉強していただきまして、これも大変難しい問題ですし、やはり地域性というものがありますので、もう一回帰ってよく勉強してもらって、この次にしたら。

河合正則委員

上之保村の河合でございます。先ほどの関市さんの7月19日以後はそれぞれ30人以内でという参考-4のことなんですが、人数は30人以内、あるいは7人以内で、その選挙の方法というのは、小選挙区にするのか大選挙区にするのかは、これからの話し合いということで、この合併協議会の場で小選挙区にするのか大選挙区にするのかお決めいただいて進行していくのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

岡田洋一委員

数字30人以内ということでありまして、当然この法定協の中で、その人数は、小選挙区にするならば小選挙区のそれぞれの市町村に人員を割り当てることは協議すればいいことだと思いますし、大選挙区であれば、何もそんなことをする必要はないわけでありましてけれども、大選挙区、小選挙区にはこだわらない。小選挙区であれば、当然この法定協の中

でその人数を決めていただいて、実施をしていただくということで結構だと思います。

議長

ほかございませんか。大変難しい問題ですので、幹事会等でも篤と練っていただきまして、各市町村の合併特別委員会あたりでも諮ってもらって、そしてまたここへ持ち上げてくると。そして、十分意見を図っていただいて、結論に達すれば決めていくと、そういうことにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これも、引き続きにして継続審議にさせていただきます。

その次には、支所の取扱いについてを議題と供します。

説明をお願いします。

事務局長

それでは、お手元の資料の26ページから33ページにかけて御説明いたします。

それでは、26ページをお願いいたします。

協議第3号 支所の取扱いについて。

支所の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

27ページをお願いいたします。

27ページにつきましては、前回資料も出させていただきます、御説明いたしましたので、割愛させていただきます。支所と出張所の意味と申しますか、そういうのを地方自治法から抜粋したものでございます。

それから28ページに、ほかの協議会での結果、調整方針を掲げてございます。

まず山県市、新設合併でございますが、高富町役場を山県市の事務所とされまして、旧伊自良村並びに美山町をそれぞれ支所として置かれております。

それからひらなみ市でございますが、これにつきましては当分の間三つの町の庁舎をそれぞれ海津庁舎、平田庁舎、南濃庁舎とするということでございます。なお、現在、南濃町に支所がございますが、これは現行どおりとして、統合庁舎移行後は存続の方向でそのあり方を検討するというようになっております。

それから瑞穂市につきましては、分庁的な方法でございます、市長部局につきましては穂積町役場を置いて瑞穂庁舎、それから巣南町役場についても教育委員会等が入っているという形になっております。

それから29ページをお願いしたいと思います。

郡上郡町村合併協議会でございますが、これにつきましては、7町村それぞれ庁舎ということに書いてございます。その後、地域振興事務所という方向で協議がなされておるといふふうにお聞きいたしております。

それから飛騨4町村合併協議会につきましては、古川町役場に新市の事務所を置き、その他の3町村につきましては飛騨市という名前になりますので、飛騨市河合振興事務所、飛騨市宮川振興事務所、飛騨市神岡振興事務所という位置づけをなされるということでご

ざいます。

なお、いろいろな事務の取り扱い、いわゆる事務所の機能、所長の権限につきましては、ここに書いてございますような状況でございます。

それから飛騨地域合併協議会につきましては、高山市への編入合併でございます、ほかの町村は支所を置くということで決められたようでございます。

30 ページ以降につきましては、それぞれの行政組織、さらにはイメージ等を掲げさせていただきましたので、参考までによろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御協議のほどお願ひいたします。

議長

支所の取扱いにつきまして、今ちょっと説明をいたしました、これも順番に御意見を賜りたいと思います。

波多野昭男委員

上之保でございますが、この合併に当たりまして、基本的な考え方、あるいは基本原則として、編入される町村の庁舎を有効活用した組織及び機構として、行政サービスが低下しないよう十分配慮するという基本的な考え方。それから 27 ページにございます支所機能、各地域の振興を目的とした業務を処理する地域振興部門を設置とか云々ありますが、まだこれでは不十分ではございますが、どうしても私どもの上之保村のように、一番奥の地域ということでございますけれども、そうした中で、やはり出張所という扱いはとても現在の住民等の意見を反映することは非常に難しいと。やはり支所機能というのを十分生かして、今より低下しない役場の機能、支所の機能をやらせていただきたい。

それから振興事務所、先ほど例にございますが、地域振興事務所云々というのがどういう内容かは、まだあまり私わかりませんけれども、いずれにいたしましても、現在の上之保の住民がいろんな振興、あるいはいろんな施策の中で、関さんの中へ入れていただく中で、地域に合った施策を取り入れていただくためにも、やはり支所機能というものを十分残していただきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

武藤末彦委員

洞戸村長でございますが、今上之保の方が言われたとおり、全く同じ気持ちでございます。やっぱり合併すると、一番住民が心配するのは、中心であった役場がなくなってしまうということが一番心配のもとであるわけでございます。そういう意味から、住民のサービスをするもとは、職員が本当に減ってしまっでできないというようなことでは、住民が心配するということでありまして、合併した意味が変にとられてしまうということでありまして、ぜひ住民サービスのためにも支所機能を残していただきたいと思ひます。

さらに一つ言ひますのは、やっぱりそういう支所機能を十分生かして、旧町村単位がい

い意味の競争をし合うと。それによって市の活性化ができるという意味ですから、この支所機能をそういう意味で十分活用できるような支所にしていただきたいということをお願いするわけでございますので、どうかこの支所機能も、年数としましては、合併特例債などがある 10 年間はそういう機能を持たせていただきたいということをお願いするわけでございますので、よろしくお願いいたします。

福田尚雄委員

武儀町ですが、今支所機能の関係につきましては、上之保さん、洞戸さんも言われたとおりでございます。各町村に支所を残していただきたい。そして、特に支所機能の例にありますように、四つの項目がありますが、地域振興部門、窓口部門、事業部門、教育部門、最低これだけの事業確保を特にお願いしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

板取さん。

長屋幹夫委員

市長さんには、もう一遍だけ関市の 2 倍ある板取村、こういふことでお願いをいたします。

なぜ今ここで関の 2 倍もある、こういう意見を言ったかということは、板取村の起点から終点まで 24 キロあります。大変な板取村であるということをお出向の皆さん方も御理解をいただきたい。そのためには何といたしても、皆さんの意見と同じでございますけれども、その支所の中に総合という名前をつけていただいて、いかなるがあっても総合支所として板取村は残していただく。もしこの板取村の意見が、市長さん、取り入れていただけないときは大変な事態も発生する思いでございます。先般の協議会におきましても、議長、これだけはどんなことがあっても譲るじゃないぞと。もし譲るようなことがあったら、おまえの首は飛ぶぞと、こういう強い意見も実はございました。

私たちは、幸いにして大変いい見本が隣村にございます。山泉市、ここにも、再三にわたって視察に参りました。特に山泉の奥地、名前は申しませんが、この合併をした途端に非常に厳しい現実を迎えておる、こういう地元の意見も聞きました。そういう思いで、どうかこの板取村におきましても、総合支所として、いかなるがあっても残したいということでございます。

まだまだいろいろの事情がございますけれども、きょうは市長さん、この辺でやめておきますので、よろしくお願いいたします。

議長

十分わかりました。

それでは関さん。

岡田洋一委員

関の特別委員会も、この問題につきましては本当に、またこれも慎重審議でありますけ

れども、まず支所と出張所の機能の違いということにつきまして、これを根本的にどう違うのかについて協議をしたわけであります。これも当局からの説明によりましても、具体的な明確化した違いというものが出なかったということであります。それぞれ今合併された原点で、近隣の合併地域につきましてもそれぞれニュースが入っておりますけれども、その違いというものについては定かにできなかったということであります。

しかしながら、私どもは再三申しますように、今回の合併ということは、行財政改革のもとに合併というものが進められておりますので、若干のお互いの平等な扱いといいながら、そこに若干の痛み分けは生じてもやむを得ないという一つの観点から、大変申しわけないことではありますけれども、端的にいいますと、私どもの特別委員会では、武儀町さんと上之保さんとお話し合いのもとで一つの支所と一つの出張所、それから洞戸さんと板取さんにつきましても一つの支所と一つの出張所ということで統一的なまとめをいたしましたので、その点御理解を願いたいと思います。

議長

ということでございます。

そのほか補足説明、あるいは補足意見、また違った意見でもよろしゅうございますが。

土屋希睦委員

先ほどうちの町長が申しましたとおりでございますが、特別委員会の中でも話がありましたが、この支所につきましては、特に武儀郡4町村につきましては支所というものを本当に考えていただきたいと。それで、この支所につきましても、ほとんど今の機構というか、組織を残していただきたいと、当分の間は。そういったことで、特に先ほど洞戸の村長さんが言われましたが、10年間は特例債があるというようなことを聞いておりますので、その間には支所長の権限というか、予算的な権限についてもある程度の配慮をしていただきたいというようなことを考えておりますが、その点、よろしく願います。

議長

ありがとうございました。

河合正則委員

出張所と支所の違いというのがこの27ページに書いてございますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

支所とは、市区町村の全部事務を執行するものであって、その設置は交通不便の地、あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃しせずして支所とする場合等であり、したがってその組織は相当の職員が常時勤務することを要件とします。

出張所とは、ここからですが、出張所とは、住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向かなくても済む程度の簡易な事務を処理するために設置する、いわゆる市役所または町村役場の窓口の延長という観念ですと。ここにこうした出張所と支所との大きな差が出てくるということが歴然とうたわれております。そうした観点から見ますと、出張所であっては、その地域の振興、あるいはその地域の特性を生かして、関市さんの本庁の方

でいかさせていただきますということには、出張所であってはほど遠いのかなと、そんなふうに感じますので、ぜひ支所と出張所との違いをもっと事務局の方で明確に出していただきながら、そして関市さんの議会の皆様に何とかそのあたりを御理解いただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岡田洋一委員

この問題につきましては、先ほどのもう既に合併なさっておりますところの新市の姿を見ましても、当然支所という名前をつけながら、現実的には出張所というような感じの支所もあるわけでありまして、そういう現実的にどのようなことまで差をつけて進むのかということの協議でありまして、文章の中のそういう違いを私どもは言っておるのではありません。現実的に、じゃあどのような出張所で、どのような支所を設置するのかということでもありますので、この問題につきましては大変重要でありますので、私どももいまいち腑に落ちませんので、これは幹事会等で、この規模等につきまして、支所はここまで置く、出張所はここまでするという内容の明言してから、この問題について再度協議をしたらどうかと思います。以上です。

議長

今、関市の岡田委員からお話ございましたように、支所機能の明文化といいますが、機能のあり方等につきましては篤と幹事会等で検討して、そして進めたらどうかというお話でございますが、まず幹事会でよく練るということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにしていただきまして、これも継続的に審議するというところでよろしくお願ひします。

非常に重要な案件ばかりでございまして、早急に結論が出るとは思いませんでしたので、次の機会までに幹事会等を経て、篤と検討されまして、納得のいくように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4 次回（第4回）協議会での協議事項

議長

次の協議会で協議する事項につきまして、説明をしていただきます。

事務局長

それでは、お手元の34ページ、4といたしまして、次回（第4回）協議会での協議事項について資料を出ささせていただきましたので、それについて説明のみさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

から までの5点がございます。

それでは35ページをよろしくお願いいたします。

まず一般職員の身分の取扱いについてでございます。

中ほどから下に、5市町村のそれぞれの職員数、一般行政、それから特別行政、公営企業など、それぞれ部門別に分けて職員の数字が打ってございますので、御参考によりよろしくお願いいたします。

それから36ページでございますが、5市町村の級別職務分類、あるいは給料表、平均給料月額、ラスパイレス指数、それから職員の平均年齢、その他特別手当の項目がそれぞれ載せてございますので、よろしくお願いいたします。

それから37ページでございます。

一般職員の身分の取扱いということが市町村の合併の特例に関する法律にうたっておりますので、御説明いたしたいと思っております。

第9条、合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならない。

2といたしまして、合併市町村は、職員の任免、給与、その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないというものでございます。

続きまして、地方公務員法の一般職と特別職の枠組みと申しますか、違いがここに記載されてございますので、よろしくお願いいたします。

それから38ページでございますが、先進事例を説明させていただきます。

まず茨城県の潮来市でございます。編入合併でございますが、編入された牛堀町の職員はすべて潮来町の職員として引き継ぐものとするということでございます。牛堀町の職員の給与、任用、配置等の身分の取り扱いについては潮来町の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとするということです。

それから広島県の廿日市市、これにつきましては佐伯町と吉和村を編入いたしたところでございますが、これについても職員として引き継ぐということ。それから、不均衡が生じないよう公正に取り扱い、その細目は3市町村の長が別に協議して定めるというものでございます。

それから県内の山県市、これにつきましては新設合併でございます、新市の職員とし

て引き継ぐということと、それぞれ組合が多数ございます。この組合につきましても、一般職の職員についてはすべて新市の職員として引き継ぐということでございます。それと同時に、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるということと、それから職名及び任命については統一を図るということ。それから、給与につきましては職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、合併時、現職員については現給与を保証するという事も盛られております。

それから瑞穂市でございますが、ここにつきましても新市の職員として引き継ぐ。職員数については、定員適正化計画を策定して、定員管理の適正化に努めるものとする、このようになされております。

それから 39 ページでございますが、現在の 5 市町村の職員の年齢別の人数を記入させていただきました。平成 17 年 2 月 1 日合併といたしますと、その年度末が 16 年度ということでございます。それ以降、17 年度と書いてある職員のところから新市で職務を携わることということでございます。ちなみに、合併特例法の終わる 10 年目につきましてはの累計の定年退職者は 247 人ということになっております。

それでは、40 ページをよろしくお願いします。

特別職の身分の取扱いということでございます。

これにつきましては、まず 40 ページに常勤の特別職の状況でございます。任期を書かせていただきました。それから下の段が、各種の委員の関係でございます。御参考によろしくお願ひしたいと思ひます。

その 40 ページにつきましては関市と洞戸村と板取村でございましたが、41 ページは武儀町と上之保ということで、2 ページにわたってございますので、御理解を願ひます。

それから 42 ページでございますが、特別職の身分に関する取扱いでございます。地方公務員法によりまして、特別職は次に掲げる職とするということで 5 項目上がっておりますし、地方自治法についてもここに記載されているような内容になっておりますので、よろしくお願ひします。

それから 43 ページにつきましては、やはり地方自治法によりまして三役についての内容が記載されておりますので、皆様御存じのとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

44 ページにつきましては教育長と教育委員会でございます。教育委員会は 5 人の委員をもって組織する。さらには、任期は 4 年というようなことも法律で決まっているわけでございます。

それから 45 ページにつきましては選挙管理委員会、4 人の選挙管理委員会を置き、任期は 4 年。それから人事委員会と公平委員会につきましては、3 人の委員をもって 4 年の任期ということでございます。

それから 46 ページにつきましては監査委員でございますが、これにつきましては市においては 4 人ということでございまして、また固定資産評価審査委員会につきましても 3 人

以上の定数で、3年の任期ということでございます。

それでは47ページでございますが、先進事例でございます。

新潟市でございますが、黒崎町を編入合併いたしました。これにつきましては、黒崎町の特別職の身分の取扱いについては両市町の長が別に協議して定めるということでございます。潮来市につきましては、両町の長が別に協議して定める。廿日市市においても、3市町村の長が協議して定める。常勤の特別職についてはそのようでございますが、非常勤の特別職の身分につきましては、それぞれ職の設置の必要性を検討し、調整を行うということとなっております。それから新居浜市でございますが、これにつきましても両市村の長が別に協議して定めるということです。それから山県市につきましても、3町村の長が別に協議して定めるということでございます。それから瑞穂市につきましては、市長のほか常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置くということでございます。その他の特別職は調整するというところでございますし、報酬につきましては協議するという内容となっております。

それでは48ページでございますが、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償、ずっと48ページからそれぞれ項目別に載せさせていただきましたので、それぞれ皆様方目を通していただきまして、参考にさせていただければ幸いです。

49ページから56ページまで、このような非常勤の特別職の報酬及び費用弁償について資料を添付させていただきましたので、よろしくお願いいたいと思います。

続きまして、地域審議会の取扱いでございます。

この地域審議会も、合併協議の中で重要な内容かと思われるわけでございますが、目的等について御説明いたします。

地域審議会とは、期間を定めて合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べるができる合併市町村の附属機関である。

二つ目といたしまして、二つの合併関係市町村の区域を合わせて一つの地域審議会を置くことや、一つの合併関係市町村の区域を分割し、複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

三つ目といたしまして、地域審議会の設置は、すべての合併市町村に置かなければならないものでなく、また地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものでもございません。

2といたしまして任務等でございますが、地域審議会は合併前に合併関係市町村の協議によって設置が決めるものであり、その組織及び運営に関する事項も協議によって定められる。

一般的に考えられる任務といたしまして、合併市町村の長の諮問に応じ、次のものについて意見を述べること。内容といたしましては、市町村建設計画の変更、それから執行状況、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用。予算編成の際の事業等に関する

要望、基本構想、各種計画の策定・変更等。続きまして、必要に応じ、合併市町村の長に次のものについて意見を述べること。市町村建設計画の執行状況、公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況等でございます。

設置期間でございますが、地域審議会は、合併の直後に地域の意見を最大限に反映させるために設けられる制度で、合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限って設置されるものである。市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合にはその意見を聞くこととされていることなどから、市町村建設計画の計画期間とすることが適当と考えられます。また、合併後に設置期間の変更を行うことは一般的に適切ではないということも盛り込まれておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

58 ページに県内の状況を載せさせていただきました。

山県市につきましては、3 町村とも設置しない。

それから本巢市になるという話を聞いておりますが、本巢町、真正町、糸貫町、根尾村の合併協議会でございますが、根尾村だけに置く方向で継続審議がなされております。

それから郡上郡の合併協議会につきましては、7 町村すべてに設置する方向でございます。

それから益田郡合併協議会につきましては、一部の町村に設置する方向で、まだ協議中です。

それから飛騨 4 町村合併協議会につきましては、河合村と宮川村の 2 村に設置する方向で協議中でございます。

それから飛騨地域合併協議会につきましては、高山市以外の 9 町村に設置するというものでございます。

参考法令を次に掲げさせていただきました。市町村の合併の特例に関する法律の第 5 条の 4 でございますが、先ほど申しましたようなことが、この地域審議会という項目で記載されておりますので、御参考までによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは 59 ページでございますが、地域審議会の先進事例でございます。他県の状況が 59 ページにございますが、岩手県の大船渡市につきましては、合併の期日は 13 年の 11 月 15 日でございます。編入合併でございましたが、組織されまして、委員数は 15 名以内。内容といたしましては、設置区域内に住所を有する者で、公共的団体の役職員、学識経験者、公募 3 名以内という内容になっております。それから新居浜市、愛媛県でございますが、委員数は公募も含めて 7 名以内、公募は 3 名以内で、公募の方も内容になっております。それから長崎県の対馬 6 町合併協議会でございますが、ここは委員数 15 名以内でございます。ここは、区長さんとかいろいろ社会教育の関係の方、青年・女性との関係、それから社会福祉に関係する方等も入っております。それから宇摩合併協議会、これは愛媛県にございますが、ここも委員数は 15 名以内で、構成の内容といたしましては、公共的団体の役職員、学識経験を有する者というような内容になっております。

それから 60 ページも先ほどの続きでございますが、設置期間でございます。

大船渡市は、13年11月15日から24年3月31日、差し引きいたしますと10年4ヵ月ということになります。それから新居浜市は、平成15年4月1日から25年3月31日の10年間。対馬6町は、合併の日からと書いてございますが、17年3月に合併予定というふうに聞いております。したがって、9ヵ年ということになります。それから宇摩合併協議会、これも合併の日は16年4月1日という予定で聞いております。したがって、11ヵ年ということでございます。このような資料も添付させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから61ページでございますが、条例・規則の取扱いでございます。

編入合併における編入する市町村においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、当該条例・規則等は失効せず、通常は手当ての必要はない。これに反して、編入される市町村においては、合併時に市町村の法人格が消滅いたします。当該条例・規則等は失効することとなるということでございます。そのほか、いろいろ先行して現在設けてございますものにつきましては、調整をする必要もでございます。下から2行目でございますが、編入する市町村は、合併協議会において定めた各種特例のうち条例で定める必要のあるものの処理、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例等の整備等を行うということも必要になってきます。例えば税の不均一課税等が候補として上げられてくると思われれます。

それから62ページでございますが、先進事例でございます。

潮来市につきましては、潮来町の条例・規則を適用すると。ただし、牛堀町のみは適用のある条例・規則等のうち、潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとするということになっております。田原市につきましては、田原町の条例・規則を使うということでございます。赤羽根町のものにつきましては、上の潮来市と同じような内容になるかと思ひます。それから山県市と瑞穂市につきましては新設合併でございますので、整備とか調整という言葉でここに記載されておるようになされております。

それから63ページからは、5市町村の機構、行政組織の状況でございますが、これにつきましては事務組織及び機構の取扱いということで、資料を出させていただきました。63ページから65ページまで、5市町村の行政組織の現況を添付させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから66ページに先進事例ということで、兵庫県の篠山市の例がございます。これも参考までによろしくお願ひしたいと思います。廿日市市についても、ここに記載されているとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長

以上、次回の協議会で協議する事項につきまして説明をさせていただきましたので、十分検討の上、また御発言を願ひしたいと思います。

5 その他

議長

それでは次に、5のその他について事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、その他でございますが、68ページでございます。

ここには関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会の委員名簿を載せてございます。7月1日に第1回目の小委員会を行いました。その各市町村それぞれ5名、計25名の方でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、一番下の段でございますが、委員長には関市の成瀬豊勝さん、副委員長には板取村の長屋治男さんが選出されております。

それでは、69ページをお願いいたします。その内容をかいつまんで御説明いたします。

平成15年7月1日、関市役所市民ホールにて第1回新市建設計画作成小委員会を開催しました。小委員会の委員構成につきましては、小委員会規程第3条により、各市町村の助役、市町村職員1名及び学識経験者3名の計25名の方で、全員御出席でございました。

委員長及び副委員長の選出については、今申し上げたとおりでございます。7月1日付で委員の方々に委嘱書を交付いたしました。

協議内容でございますが、関市・武儀郡4町村の新市建設計画策定方針及び計画の概要については、事務局案のとおり賛成多数で承認されました。

住民アンケートを行うということでお諮りいたしました。標本数、平成12年国勢調査人口8万5,378人の約10%とするということで、8,500ということ御提案申し上げました。対象者につきましては18歳以上の方々に、5市町村に住所を有する者ということでございます。地域別の配付数でございますが、関市6,273、洞戸村493、板取村374、武儀町867、上之保村493で、合計で8,500でございます。武儀郡の人口割合、武儀郡の4町村の人口は全体の13.1%でございますが、アンケートにつきましては、これの2倍ということにいたしまして、今申し上げました数字の4町村合計いたしますと26.2%、4町村で2,227ということになります。これで御了解を得ましたので、よろしくお願いいたします。

なお、アンケートの実施日は、明日、7月15日から今月いっぱい、7月31日を回収期限としてやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それからもう1点でございますが、資料にはちょっとございませぬが、第1回目の協議会の場におきまして、15年度の歳入におきまして、各市町村負担金合計3,000万円のうち2,500万円、各市町村それぞれ500万円につきましては、県の合併協議会支援交付金を予定しておりましたが、国の合併準備補助金というものもございませぬ。これにつきましては単年度補助でございまして、県の交付金は複年度での分割が可能ということでございまして、より有利であるために、国の補助金を15年度については活用させていただきたいと思っておりますので、御報告いたします。

なお、予算書の資料の訂正等は一切ございませぬので、よろしくお願いいたします。

す。以上でございます。

議長

ただいま建設計画の作成小委員会と補助金につきまして説明をいたしました。これにつきまして御質問、御意見ございませんか。

なければ、御了承願ったということにいたしたいと思います。

せっかくの機会でございますので、その他ということで。

野村 昭委員

それでは、その他ということで、議長さんのお許しをいただきましたので、一言、きょうもたくさんの皆様方、傍聴席にお見えになっておられます。やはりこれははかない望みかも知れませんが、関の市長さん、そして関の議会の皆様方に、この声がもし聞き届けただけでしたら、御検討いただきたいと思います。

実は昨日の中日新聞にも、「合併先進県、きしむ岐阜」ということで大きく見出しが出ております。非常に突っ走った関係で、各市町村が非常に悩んでいる状態がこの新聞にも出ております。

実は、この中にもうちの村長のひとこまも入っております。ちょっと読んでみますと、飛び地合併のおそれもあり、洞戸村の武藤村長は、今の枠組みは本当の形ではなく、中濃は一つになるべきだと。県に仲裁役をやってほしいということが書かれてあります。

今は亡き船戸先生、最後の海外旅行で、ちょうど後藤市長さん、僕も同行したんですが、モンゴルへ行かれたときも、多分飛行機の中でも、向こうでも、このことについて多分お話しされたと思います。亡き先生、生前は武儀郡は一つ、中濃は一つということをしきりに申されておりました。何とかこの私の願いが関の市長さん、並びに関の議会の皆様方に何とか聞き届けていただきましたら、まだ法定協、第3回目でございます。

きょうも傍聴席には、武芸川町の皆様方もたくさんお見えになっております。そこら辺のところをもう一回御検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

長屋幹夫委員

市長さんにおかれましては、報道を聞きました。大変勇気ある今回の立候補、心からおめでとうと申し上げながら、この最も厳しい時期に、私はできれば関市さんは無投票で後藤市長さんを選んでいただきたい、こういう思いで、陰ながら応援をしております。よろしく願い申し上げながら、今も洞戸さんから御意見がございましたこの飛び地問題、これは板取村として決して避けて通れない大変大きな問題でございます。これからこの法定協に参加をしながら、その行く先どうなるのか、今も不安の思いでございます。板取村でこの合併の協議会を開いたときにも、いの一に声が出るのは、この飛び地はどうなるのか、こういう意見の中で、次の順序を話す機会もないくらい、板取村は真剣にこの飛び地問題を考えております。

初めからきょうまで、私は関市さんをお願いをする、こういう思いでございます。いかなることがあっても板取村を頼む、そういう今も気持ちは変わりません。けれども、この

飛び地問題になりますと、そうはいきません。従来の問題、どこにボタンのかけ違いがあったのか。私ごとでございますけれども、これは当初、市長さんも言われてみえましたが、決して編入じゃなしに新設に近い、こういうお言葉がございました。私たちもそれを信じてこの法定協に参加をしながら、ついに美濃市さん、そして隣の武芸川さんもまだ態度を決めてみえません。そうすると、完全に板取村は厳しい現実を迎えなければなりません。そうじゃなくして、今でも本当に市長さん、板取村はこの5ヵ町村の中でも厳しい現実の中で、村民たちは生活をしておるのでございます。

そういうことを御理解いただいて、関市長さんであるならば、必ずこの飛び地問題は解決していただく確信をしておりますので、板取村を救う、あるいは洞戸村さんを助ける、こういう思いで全力を尽くしてこの飛び地問題を解決していただきたい、こういうお願いでございますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

貴重な御意見を承りまして、胸に迫る思いがいたしております。

かねがね関市といたしましても、この合併につきましては住民の皆さんの御意思を尊重して進めていくということで今まで参ったわけでございまして、お互いの町村の気持ちがこのような状況になってきておるわけでございます。できれば、中濃は一つということで行きたいわけでありまして、各市町のそれぞれの思いがございまして、このような状況になっておるわけでございます。したがって、飛び地という悲壮な気持ちを披露されましたけれども、私は飛び地なるがゆえに、関市議会の皆さんとも御協力を申し上げまして、すばらしい、飛び地であっても一つということで、新しい建設計画をつくってまいりたいと、かように思っておりますので、忌憚のない御意見と、関市の議会の皆さん方の寛大なお気持ちも配慮していただきまして、考え方といたしましては、対等に近い考え方でこれからも進んでまいりたいと思っておりますので、今後ともいろんな御意見を拝聴して、忌憚のない御意見をいただきながら、まとめてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

岡田洋一委員

先ほど洞戸さん、また板取さんから飛び地問題についても発言がございました。私どもの関市の特別委員会でも、この飛び地関係についての問題が協議をされました。今皆さんがおっしゃいますように、市長さんもそういう温かい心でありますけれども、現実的にはこうやって1市4の町村で進んでおるわけでありまして。しかしながら、これは合理性を欠く合併ということで、やはり2市2町3村の一番最初の姿に戻って、この困難な問題を何とか克服したらどうかという、それに対して努力すべきであるという特別委員会の一致した見解を持っておるところであります。

ということでありますので、ここでこの問題につきましては真剣に、それぞれお持ち帰りいただきまして、できればこの法定協の名のもとに、コメントを出すぐらいの姿勢は出

してもいいのではないかと、そのように考えておりますけれども、この飛び地合併のことについて、会長さんとか議長さんにそれを押しつけるのではなくて、法定協の名のもとに、この問題について再度、どういう考えか、今こうやって進んでおりますけれども、この姿を尊重しつつも、この問題についてはいつお迎えしてもいいようなコメントを出したいと思っておりますけれども、その点についてお取り計らいを願いたいと思っております。

議長

法定協の名のもとに、今のお話のようなことでございますけれども、いかがなものでしょうか。一応今の段階では、確認事項を確認いたしまして、現在進んでおる段階でございます。ですから、その条件に沿って参加していただければ、進んでいくというふうに私は確認をいたしますので、よろしく願いたいと思っております。

それでは、慎重に御審議をいただきましたが、この次からは非常に厳しい課題がたくさんございますので、慎重に御審議をされまして、ここで忌憚のない御意見を述べていただきまして、まとめていきたいと、かように思いますので、よろしく願います。

どうもありがとうございました。

午後3時17分 閉会